

～事業主のみなさまへ～

# 職場体験受入のお願い

障がい者の「働きたい」を応援してください！

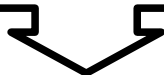


## 「職場体験」のご案内

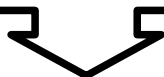
- 「障がい者の雇用を検討している企業」と「就労を目指す障がい者」の出会いの場です。
- 作業の一部を実際に体験させていただきます。作業中は、支援員※が障がい者に付き添います。
- 作業に対する賃金等の謝礼は不要です。また、保険に加入した上で作業に従事します。
- 職場体験の受入れは、1日1時間程度でも構いません。

※支援員：支援学校の教員や障がい福祉サービス事業所、会津障害者就業・生活支援センター（ふろんていあ）の職員など。障がい者の雇用や職場定着への支援を行っています。

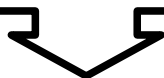
## 職場体験受入の相談



## 職場体験



## 雇用の相談



## 雇用へ



雇用後も支援員が定期的にお伺いします

### 職場体験の一例です

例：その1

受入企業：介護施設

障がい種別：精神障がい

体験期間：3日×2時間  
(10時～12時)

体験内容：ヘルパー補助など



例：その2

受入企業：小売店

障がい種別：知的障がい

体験期間：2日×3時間  
(13時～16時)

体験内容：商品の棚卸・袋詰めなど



体験の結果、雇用に結びつく方もいらっしゃいます。作業スキルや障がい特性への対応等について、支援員もご相談に応じます。

障がい者を雇用する場合は、助成金制度などさまざまな支援策を活用することができます。

- トライアル雇用助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
- 障害者雇用安定助成金 など

会津若松市Webサイト  
障がい者の雇用に関する助成金→



# 職場体験から就労につながった方の声

1ヶ月間の職場体験実習から、野菜市場（業務スーパー）に採用されたT・Yさんと店長さんに現在の様子などをお聞きしました。

## T・Yさんより



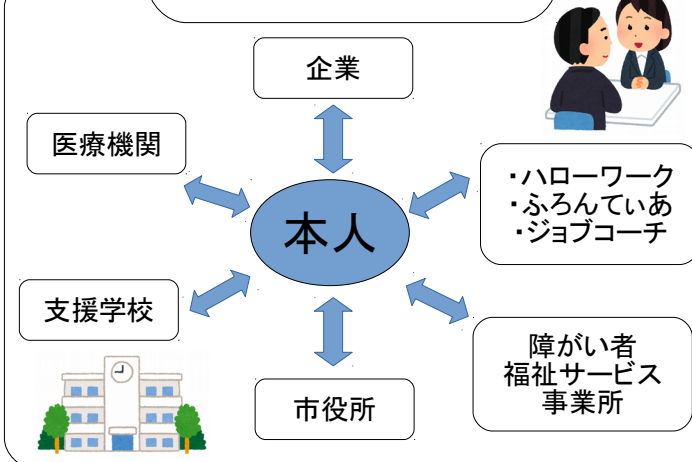
「仕事を始めた当初は、馴れるまで大変でしたが、今は、週5日働いています。長続きできた秘訣は、障がい（統合失調症）をオープンにすることで、職場の理解や配慮が得られたこと、体調が悪い時は無理せず休むこと、わからないことはすぐに聞くこと、だと思います。今でも体調に波があり、正直大変な時もありますが、今の仕事はやりがいがあるので、これからも続けたいと思っています。」

## 野菜市場（業務スーパー） 店長さんより



「精神障がいのある方の採用は初めてだったため、休憩時間や休日、仕事の割り振りに配慮したり、毎朝体調を尋ねるなど、無理をさせないよう気をつけていますが、基本的には、他の従業員と同様に接しています。人は皆、性格が異なり、得意なこと、不得意なことがそれぞれあります。障がいもその一つだと思うので、ごく自然のこととして、特別な意識はしていません。」

## 支援のネットワーク



## トピックス

### ～障がい者の法定雇用率について～

○全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

○平成30年4月1日から、精神障がい者も雇用義務の対象となりました。

○平成30年4月から、法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。さらに、平成33年4月までには、2.3%に引き上げられます。

## 障がい者の雇用についてのお問い合わせ

障がい者の雇用に関する  
各種援助・支援制度について

### ●ハローワーク会津若松 (会津若松市西栄町2-23)

【相談受付時間】 月曜日～金曜日  
(年末年始、祝日除く)  
8:30～17:15

【電話番号】 26-3333  
(音声案内に従い、1#(シャープ)を  
押すと総合案内につながります)

障がい者の雇用に関することや、  
就職した後の支援について(※相談無料)

### ●会津障害者就業・生活支援センター (ふろんていあ) (会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4)

【相談受付時間】 月曜日～金曜日  
(年末年始、祝日除く)  
8:30～17:30

【電話番号】 85-6592

## 職場体験受入についてのお問い合わせ

会津若松市地域自立支援協議会就労部会(事務局:会津若松市障がい者支援課)【電話番号】 39-1241



障がい者の雇用について

会津若松市Webサイト

障がい者福祉について

